

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病9月号

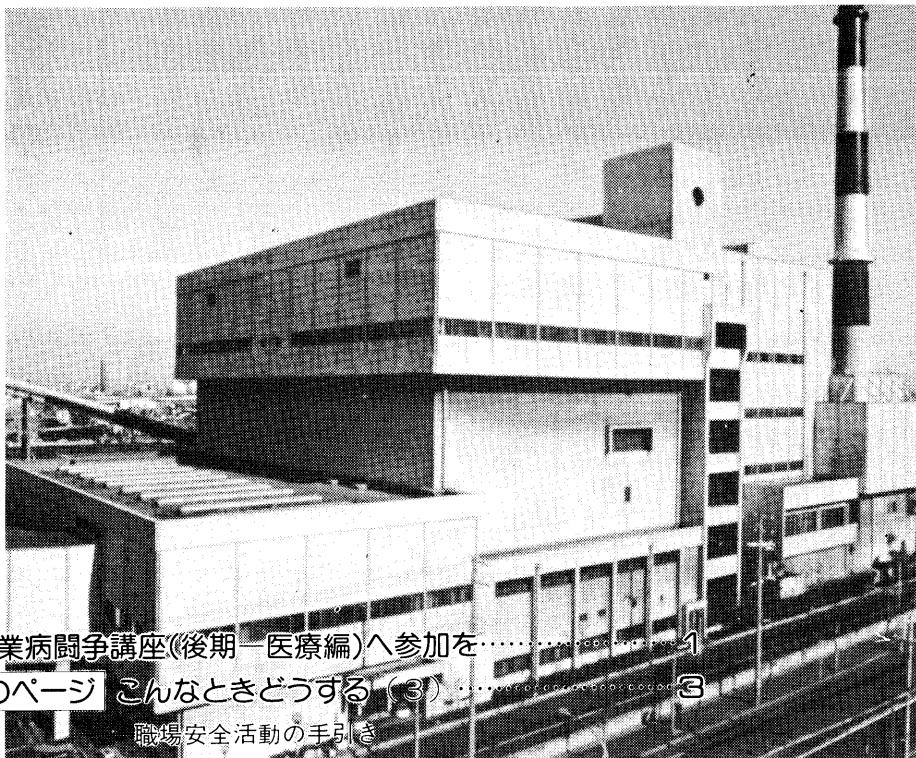
(通巻125号)

関西労働者安全センター 1984.9.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



●労災職業病闘争講座(後期一医療編)へ参加を	1
●学習のページ こんなときどうする(3)	3
職場安全活動の手引き	
●職場つうしん	7
●前線から(ニュース)	9
●医療の変革を考える公開講座お知らせ	14
●港湾労働にじん肺法を適用(下)	16

第4期月
労災職業病闘争講座
後期一 医療編

六月二〇日～七月二十五日の間、前期一運動編を終えた第四期労災職業病闘争講座は、九月二六日より後期一医療編を開始する。

医療編においては、労災職業病問題において豊富な経験をもつ医師によって、個々の職業病に関する基礎的な知識を、具体例をまじえて解説していく。それと同時に今回は、各回にとりあつかう疾病に関してそれの「労災認定基準」の解説や、あるいはそれらの具体的な労災認定事例をとりあげ、労災職業病闘争における実践的ノウハウをもり込む予定である。

より多くの労働者に参加を呼びかけます。

後期講座に
参加を!!

期間 9月26日～10月31日（10月11日（木曜）以外は水曜日）

9月26日	腰痛症	新井孝和（京大阪大労職研医師）
10月 3日	脳卒中・心臓病	足達七郎（ 〃 ）
10月11日	ケイワン症	松浦良和（南労会松浦診療所々長）
10月17日	じん肺・中毒症	大成功一（京大阪大労職研医師）
10月24日	労働と精神神経障害	川合 仁（京大医学部精神科）
10月31日	修了式 記念講演	

各回に認定基準の解説や具体的な認定事例をあつかいます。

- ※ 開講時間 午後6時～8時
- ※ 開講場所 大阪労働金庫本店会議室 森ノ宮（国鉄・地下鉄）下車 市立労働会館南側
- ※ 受講費 /2回通しの場合は受講カードを持参して下さい。
- 後期のみの場合 2000円（会員は1500円）
- /回のみの場合 400円（会員は 300円）
- ※ その他講座に関する問い合わせは関西労働者安全センターまで

1) / 9月26日 腰痛症

人間が二本足で立った時から腰に負担をかけているのだから、腰が悪くなつたって不思議じゃない、ヘルニアは年をとれば自然に出てくるものだなど、労働者の側にも腰痛に対してまだまだ誤った考えをもつた人がたくさんいます。ある医者は、腰痛は腰の鍛え方が足りないから起きるのだと、腰痛にかかった労働者に激しいトレーニングをさせることが治療だと言います。果して、職場における腰痛の原因は何か、正しい治療法は、予防策は。

2) / 10月 3日 脳卒中・心臓病

昔はポックリ病といわれて老人の病気だと思われていた脳卒中が、今は、30才代ぐらいの中年層にも増加しているといわれています。これは、脳卒中や心臓病などの循環器障害の原因として、仕事上のストレスや疲労が増えていることを示していると思います。しかし、労災として認定されるケースはほとんどなく、循環器障害に対する正しい知識を持ち、労災認定の取り組みなどを強めていくことは非常に重要になっています。

3) / 10月11日 ケイワン症

病気そのものが非常に複雑な症状をもつために、被災者の苦しみは他人になかなか理解してもらえない職業病です。さらには、キーパンチャー、保母、事務といった女性の多い職種に多発しているため、偏見は非常に根強いものがあります。講座ではあらゆる職種の様々なケイワン症患者の臨床例をもつていてる松浦医師に講演をお願いしています。

4) / 10月17日 じん肺・中毒症

現代では古い職業病と思われるがちなじん肺症ですが、毎年2000人近くの労災認定者がおり、職業病の中では、労働省統計でも未だに発生件数が最も多い病気です。石綿などの新化学物質や、工場内のグラインダーかけなど粉じん職場はむしろ増えている傾向にあり、じん肺症に対する正しい知識を持つことは非常に重要です。

5) / 10月24日 労働と精神神経障害

最近相次いで精神神経障害による自殺未遂が労災認定されました。中高年の自殺が増えているのは仕事上のストレスが原因などともいわれており、精神神経障害と労働との関係は無視できないようになってきています。労働組合、労働者の側からも偏見を捨て、精神神経障害に対する正しい認識が求められています。

6) / 10月31日 修了式 記念講演

こんなときどうする

—職場安全活動の手引き—

(3)

健保から労災への切りかえについて

前回の予告では平均賃金について触れたとしましたが、リクエストがありましたので、今回は私傷病で腰痛治療を続けてきた労働者の労災への手続移行について述べることにします。

Aさんは鉄工所にもう二〇年も働いている労働者ですが、三〜四年前から腰が痛み出し、はじめのうちは手でもんだり、サロンバスをはつたりして何とか仕事を続けていたのですが、一年ほど前から、重いものを持つたり、中腰の仕事ができなくなったり、苦しんでおり、更にある日、会社で物を拾おうとして腰をかがめた際ギックリ腰をおこし動けなくなり

ました。やむなく近くの診療所へ行きました。椎間板ヘルニア」という診断を受けました。三日ほど休み少しそくなつたので、働きながら健康保険でしばらく通院しましたが、症状はすっきりせずむしろ悪化、また休業せざるを得なくなりました。しかもなかなかよくならず、健保からの傷病手当六割、一時金の大幅ダウンで生活は

旨伝えると「骨が老化している」「ヘルニアは労災にならない」と言われ、また会社も「年のせいだろう」といつてとりあってくれません。こんな時どうすればいいのでしょうか。

**ヘルニアだから労災でない
〔というのは誤り〕**

手続の前に、まずAさんの症状が労災保険適用されるかどうかの問題となります。結論から言って、十分労災認定しうると思います。

業務上腰痛についての認定基準として、労働省は基発七五〇号という

通達を一九七五年に出していますが、仕事をしている場合には、「災害性」の中でも、ヘルニアが労災としてこの中で、
「腰椎分離症、すべり症及び椎間板ヘルニアについては労働の積み重ねによって発症する可能性は極めて少ない。」

と否定的見解を示しながらも、「ぎっくり腰等の腰痛は、一般的には漸時軽快するものであるが、時には発症直後に椎間板ヘルニアを発症したり、あるいは症状の動搖を伴いながら後になつて椎間板ヘルニアの症状が頭在化することもあるので椎間板ヘルニアを伴う腰痛についても災害性の原因による腰痛として補償の対象となる場合のあることに留意すること。」

Aさんの場合ギックリ腰でそれまでの症状が一気に悪化したのが明確ですから、この後段の適用があることになります。また、実際問題として、重量物運搬や腰に強い負担のかかる

がなくても、ヘルニアが労災として認定された実例は数多くあります。

また、変形性せきつい症という病名がついていることも一概には言えない問題です。

まず、骨の変化と腰痛の因果関係がはつきりしているかどうかの問題です。人間は確かに年をとると少しは骨が変形することが多いわけです。が、だからといって痛くなるとは限りません。従つて、よほどひどい場合は別として少しくらいの変形は労災認定には無関係と考えてよいと思います。そして、むしろ骨以外の、例えば、腰の筋肉などの疲れが原因かどうかを考える方が現実的だと思います。

Aさんの場合は、おそらく年令の関係や仕事で骨の変化が少しあり、また腰痛症状が出るほどに腰に疲れがたまり、腰の力がなくなつて、クリ腰を起こし、ヘルニアを併発し

Aさんの腰痛は基発七五〇号が示している「非災害性腰痛」と、ギックリ腰という「災害性腰痛」の合併であるとして主張するのが合理的でもあります。従つて、厳密に言えば、われます。従つて、厳密に言えば、

(イ) 腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね三か月から数年以内をいう）従事する労働者に発症した腰痛

イ ここにいう腰部に負担のかかる業務とは、次のような業務をいう。

- (イ) おおむね二〇Kg程度以上の重量物又は軽重不同的の物を繰り返し中腰で取り扱う業務
(ロ) 腰部にとつて極めて不自然ないしは非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務
(ハ) 長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を継続して行う業務
(ニ) 腰部に著しく粗大な振動を

受ける作業を継続して行う業
務

そして、できれば労働組合でAさん
への仕事がいかに腰に負担のかかる
作業かを「意見書としてまとめる方
がよいと思います。

医療機関の協力を

「どう得るか」

労働組合の協力で会社も労災申請
については一応認めたので、Aさんは
その準備を始めました。しかし、医
また問題が出てきました。最初は医
者ら協力が得にくいことです。Aさ
んは「最初の治療から労災に切りか
えてくれ」と頼みましたが医療機関
は「心経過は理解したもの難色
を示しました。

これには一応理由があります。つ
まり、既に医療機関は健保で医療費
を受け取つており、切りかえるとす
れば、一度全額払いもどして、新た

に請求を労基局（指定病院のケース）
や本人（非指定のケース）にし直さ
ねばならないからです。また、仮に
本人に請求が出たりすればAさん自
身も困ることになります。それに、
医療機関では切りかえて請求した分
が必ず労災保険で支給されるという
ことに確信がもてないのが実際です。
ですから、この場合、Aさんの腰
痛について早く労災認定という事実
が何よりも必要になります。医療費
の切りかえは、医療機関が面倒なの
で、休業補償の請求を先行するのが
無難です。つまり、新規の休業補償
請求をこれまでの傷病手当にかわっ
て行けばよいわけです。この場合、
医者の方は金の動きがないので協力
しやすいと思います。また、傷病手
当と労災の休業補償が期間的に重な
ることは法的には不當ですが、あと
で返すこと前提にすれば、収入の
切れ目をなくすという点からは、そ
うする場合もあります。

また休業していない場合であれば、

健保治療で支払った初診料八()円
を七号様式で労基署に請求するとい
う方法も割合に行われています。
もちろん、手続きの面倒さでなく、
力的な場合もあります。この時は労
基署に行つて請求に協力するよう指
導させることができ、最も早道でし
ょう。

いずれにしても、「労災認定」と
いう事実をはつきりさせれば、それ
以前にさかのぼることは、医療費も
休業補償も極めて容易です。但し、
健保での治療期間が既に二年以上に
なっている場合は、労災請求時効二
年が関係してきて、初めの一定の期
間（二年以上の分）は労災への切り
かえが部分的にできないことも生じ
ますので、気をつける必要がありま
す。（こんな時は安全センターに相
談下さい）

労基署との――

話し合いについて

健保を定期間先行させた場合、手続きとして労災申請にこぎつけたとしても、労基署との間に少々摩擦があることもあります。詳しく述べます。

は述べませんが、Aさんのケースに即していえば、二つのことを重視すべきでしょう。第一には、労働組合がAさんの腰痛と仕事との因果関係についてしっかりとまとめ「意見書」を作成し、十分に理解を得ることです。第二には医証の問題ですが、仮に主治医が「労災でない」と言い張っている場合には、労災問題に詳しい医師・医療機関に実費を出して、も受診し、見解を書面で提出します。主治医の理解が得られないままに、「労災ではない」という医証を受けが行政に提出されている状態では業務上認定はされにくく、また認定されるにしても時間が余計にかかることがあります。詳しく述べます。

季刊

労働者住民医療

オ五号 84年9月

労働者住民医療機関連絡会議機関誌

○北海道に新たな職業病医療制度／健保改悪阻止闘争との総括と展望／各地から／その他



職場アーラン

・大阪市役・

自治体の死亡災害多発と臨調行革路線 安全への取り組みを強化する市役組

自治労本部の報告によると、現在自治体の清掃事業で死亡災害、重大災害が相次いでいるという。昨年から今年三月末の間で三〇人の清掃関係労働者が死亡している。

こうした災害続発は、過去一〇年をふりかえってみても異常なできごとで、この背景には、第二次臨時調査会発足以降、財政再建を名目に行政整理の動きが強まり、その嵐がいま自治体にも吹き荒れようとしていることがあると指摘している。自治体現業職場、とりわけ清掃事業は、この自治体合理化が集中的に行なわれ、人員削減と民間委託が特に進行している職場であり、災害多発は、

清掃合理化と表裏一体のものとみる必要があると述べている。

こうした傾向は大阪でも同じで、七六年を最高に年々減少してきた公災件数も、八三年には前年度を一〇七件上回る結果となっている。大阪市役では、これまで組合員の健康と生命を守ることは、労働運動の基本問題であり、安全衛生闘争の重要な課題として位置づけて闘つてきているが、臨調行革による合理化攻撃と闘う上でも、安全衛生問題は今まで以上に重要な課題となってきた。

市役組では、現在クレーン作業労働者の健康問題を中心に安全衛生のとりくみが精力的に進められ、市役工場分会では、現在クレーン問題の学習会を行ない、各支部より一六〇名近くの安全衛生委員等の代表が参加した。この学習会の中でも

行うことになった。七月四日には、分会執行部の他に、専門的立場から医師と人間工学を専門とする研究者を加えて清掃工場でのクレーン作業の見学を行ない対策会議をもった。現在は対策会議での討議をふまえ、健康調査のためのアンケートを作成し、実施に移している段階である。その他、安全センター主催の労災職業病闘争講座に参加した組合員より、各工場で安全衛生に関する学習会をすすめていこうという意見も出されている。

快適な環境・ 安全な職場を求めて

作業環境測定は職場に おける健康管理の第一歩

環境計量証明事業登録

濃度 大阪府 10152号

騒音レベル 大阪府 10153号

作業環境測定機関登録 27-43号
(第1,3,4,5号)

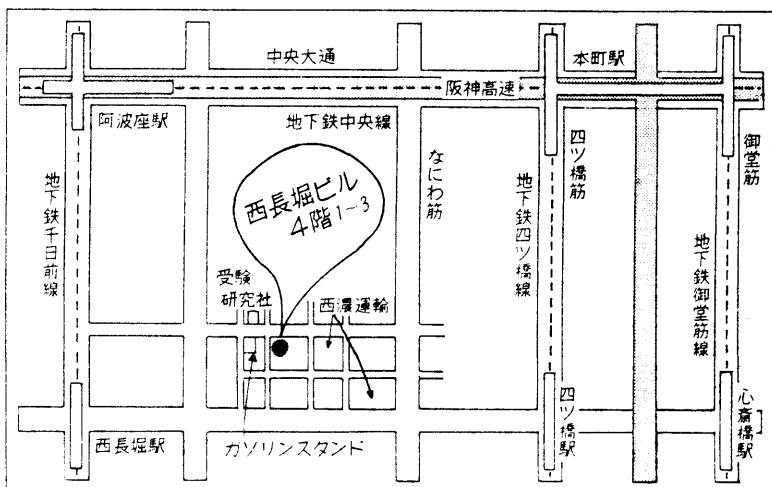
医療法人 南労会

関西環境分析センター

大阪市港区弁天2丁目1番30号

TEL. (06) 574-8049

安全センター付近の地図



清掃作業や公園作業での腰痛多発が組合員を対象にした腰痛学習会が予訴えられたが本部の学習会をふまえ、定されている。今月一八日には公園支部でも現場の市従では、先に述べた腰痛問題や夜勤交替勤務による健康問題など課題が山積しており今後のとりくみが注目される。

(文責 編集部)

前線から

パート労働者の

けんしょう炎

認定闘争に

「とりくみ開始

・泉州労連・

泉州

泉州労連は、

込まれた。Aさんの所属す

災申請した。

パート労働者

のけんしょう

炎の労災認定

闘争にとりく

・ハラニのキーボード操作による

腰肩腕炎申請へ

・全金ヤマト産業支部・

森田電工のパート労働者
Aさんは、ベルトコンベア
での電気製品の組立作業に
従事していたが、昨年夏頃

より手、腕にしびれや痛み

を感じはじめ、今年四月には、痛みで夜ねられないこ
とが多くなり、休業に追い

業支部は、組合員Tさんの
頸肩腕障害について天王寺
労基署へ労災申請を行なつ

た。

前号で既報のように、T
さんは今年二月よりオフコ
ンのオペレーターとして働
通して行なわれることにな

が調査した結果、今年一月
からはじまつた扇風機の組
立作業が、急に業務量を増
やし、仕事に慣れていない
Aさんに相当の負担になつ
たこと、作業環境が窓もな
く倉庫のような劣悪な環境
であることがわかり、明ら
かに業務との因果関係があ
るとして泉大津労基署に労
災申請した。

泉州労連がアンケート調
査を行つた結果、労連の中
でも肩、腕、足が痛いと訴
えているのは、森田電工の
労働者が圧倒的に多く、A
さんの労災問題は、決して
一人だけにとどまらない重
要な闘争である。安全セン
ターとしても積極的に支援
し、認定をかちとつていく
決意である。

生野

八月十日、全金ヤマト産

た。

いていたが、三月から業務
量が増大し、毎月二〇日以
降の七日間に業務が極めて
多く集中するなどして、六
月になつて発症したもので
ある。作業はキーボード操
作だが、得意先名簿等がコ
ード化されており、数量、
価格などほとんどの打ち込
みがテンキー（0～9）を

る。また、作業はほとんど一人の手で行なわれ、集中時期には残業も多かつた。定を求めていく予定である。

発症部位等、業務との因果関係は明らかで、早期の認定を求めていく予定である。

高松労災認定闘争など)であり、支援団体の闘いであるが如き証言を引き出そうとする質問が続いた。

住電差別賃金撤廃中労委闘争

東京

大詰め迎えた審問廷 会社側も否定できぬ(秘)文書

次回は十一月一日(木)

大企業における不当な労務管理を糾弾する住電差別賃金撤廃の中労委闘争は、十回目の審問が行なわれ、終盤での住電資本に対決するきびしい闘いが進められている。
去る九月六日は、午前十時半から午後四時まで終日原告側申請の証人調べが行なわれた。
住友電工が昭和五〇年頃活動家に対する不当な労務

管理を行なった人事課員の報告をまとめたマル秘文書についての認否を争う審問が行なわれ、と、申立人池野氏の主尋問が行なわれた。既に前回原告訴側はマル秘文書について証言を行なつており、会社側はその正否について争わなければならぬにもかかわらず、六人の申立人が「單なる不平不満分子にすぎない」とするため、マル秘文書に書かれている闘いが

六人とは無縁の闘い(住電闘争など)であります。しかし、申立人らが果敢に闘つた事実の裏づけがマル秘文書ゆえに、否定することは不可能だった。

次に、証人となつた池野氏はこれまでの闘いを総括的に証言し、住電資本の七〇年～八〇年代における不当な労務管理を明らかにしました。しかし、反対尋問は次回以降に引き延ばされることになった。

次回は、十一月一日(木)、

住友電工(秘)労務報告

企業防衛について

大企業における労務支配の実態

部数が限られています問い合わせはセンターへ

大阪南

全通南部支部

女性外務員の腰痛問題

とり組みを開始

全通南部支部は女性外務・地区で十七人が勤いでいる員の腰痛問題等のとりくみを始めた。これは、阿倍野分会の女性外務員が配達に出る際郵便袋を自転車にかける時にギックリ腰をおこしたことがきっかけであつたが、もう一人もバイクで転倒して腰を痛めていることがわかり、また、阿倍野分会以外でも女性外務員が腰痛などを訴えていることがわかった。

女性外務員は、女性の雇用拡大ということで全通がとりくみ、八二年より採用を始めたもので、現在近畿行なわれ、正式に運営会議

が、雇用は確保しているもこの、女性外務員の労働条件、健康問題について具體的な対策をたててこなかつた。当面は、腰痛症の女性外務員の治療と仕事上で

体的問題をきっかけに女性外務員の労働条件や健康問題を見直していくことにな

った。

全通としても、今回の具体的問題をきっかけに女性外務員の労働条件や健康問題を見直していくことになつた。当面は、腰痛症の女性外務員の治療と仕事上で

の配慮にとりくむこと、また、女性外務員どうしの交流会をもち、問題点をさぐりしていくことになつていている。事務局長・榎本祥文(病院)

運営会議では、①病院の組織内への宣伝、②振動病

対策の強化、③労災健診など労働者の健診の推進、④

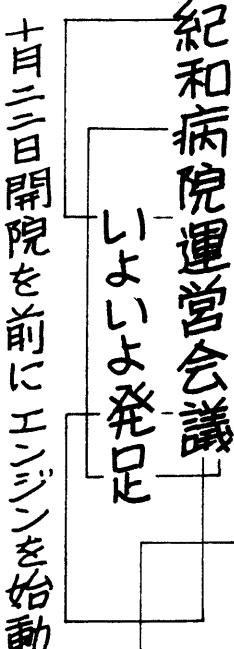
地元(橋本)組織の育成、⑤和歌山安全センターへの協

力などを当面の重点運動として確認し、十月二二日の開院を目前に活動を推進す

和歌山

紀和病院運営会議

いよいよ発足



十月二二日開院を前にエンジンを始動

八月二二日、和歌山市内の紀伊会館において紀和病院運営会議準備会の会合が開かれた。議長・浜口矩一(林政共

として発足させることが確認された。役員構成は以下の通りである。

闘)、副議長・金銅正夫(全

林野大阪地本)、同・伊藤

洋(病院)、幹事・中平欽也

(運輸労連)、同・辻田義輝

(公労協)、同・中村利男(

南海労組)、同・田中実三郎

(社会党)、同・鳴原進(山

労)、同・尾上勝彦(全林野

和歌山)、同・松浦猛(県評)

同・車谷典男(奈良医大)、

運営会議では、①病院の組織内への宣伝、②振動病対策の強化、③労災健診など労働者の健診の推進、④地元(橋本)組織の育成、⑤和歌山安全センターへの協力などを当面の重点運動として確認し、十月二二日の開院を目前に活動を推進することを決定した。

大阪

原発被ばく岩佐訴訟 鑑定人宣誓行なわる

原電側鑑定人は新潟の開業医

八月二一日、大阪高裁で原発被ばく裁判岩佐訴訟控訴審の鑑定人宣誓が行なわれた。岩佐訴訟は去る五月一日の法廷で証人尋問を一端打ちきり、地裁から数えて三回目の鑑定を原被告双方から申請される鑑定人によつて並行して行なわれることになつてゐた。この日は、被告日本原電側申請の鑑定人、新潟県の開業医、日戸平太の宣誓が行なわれた。鑑定事項はもちろん症状が「放射線皮炎」かどうかということであるが、地裁での「放射線

皮フ炎とは認めがたい」という鑑定（判決では全面否定となつた鑑定）と同じく定と同様の鑑定結果が出される可能性は高い。しかし、そうした結果は、今までの法廷での医学論争からすれば予盾が多く、鑑定人にとって並行して行なわれるこことになつてゐた。

だ。

なお、原告側からは別に鑑定人を申請することになる。次回の法廷は来年一月三〇日一時からで、被告側

も正式に公災申請することを決めた。

また、因果関係についての骨子は、①給食調理作業自体の頸肩腕への絶対的負荷の大きさ、②経年的な一人当たり給食数の変化

において、発病の五()年の安全センターは摂津市立鳥飼小学校の給食調理員である山野さんの頸肩腕障害の公災申請について最終的な会合を開き、因果関係についての立証ポイントを整理するとともに、基金支部と協議した。そして、九月中

摂津

給食調理員のケイワーン 公災申請へ準備すすむ

・摂津市職・

一～二年前より、急激に増加傾向がみられること、③配置定数割れの日が多く、発病前二年をみても、七九年度五八・七%、八〇年度七三%となつており、前四か月では実に八五・七%にも上つていてこと、などとなつてゐる。

また、時間内通院期間三年を越えた、保育所調理員の腰痛問題、数年間連續して乳児担当が続いた保母の頸肩腕問題についても併せて公災申請準備が進んでい

夏期カンパ ありがとうございました

皆様におかれましては秋闇へ向けた諸とりくみにてお忙しいことと存ります。また、当安全センターに対する日頃からの御指導、御鞭撻に対し、心より御礼を申し上げる次第であります。

さて、安全センターでは6月中旬より、財政基盤の強化のため夏期一時金カンパ運動を行ない、皆様に全面的な御協力をお願いしてまいりました。毎年この時期には無理なお願いをし申し訳なく思っておりますが、皆様の御理解をいただき、8月30日段階の集約で2,027,682円という当初の目標を突破することができました。重ねて御礼申し上げるとともに、この多くの皆様からの御厚意を安全センターに対する励ましと受けとめ、今後の労災職災病闘争の更なる発展・強化を目指す糧とする決意であります。

今後とも御支援、御協力よろしくお願い致します。

パンフレット 医療の変革を めざして

—7.1 健保改悪阻止医療の変革を考える
関西集会報告集—

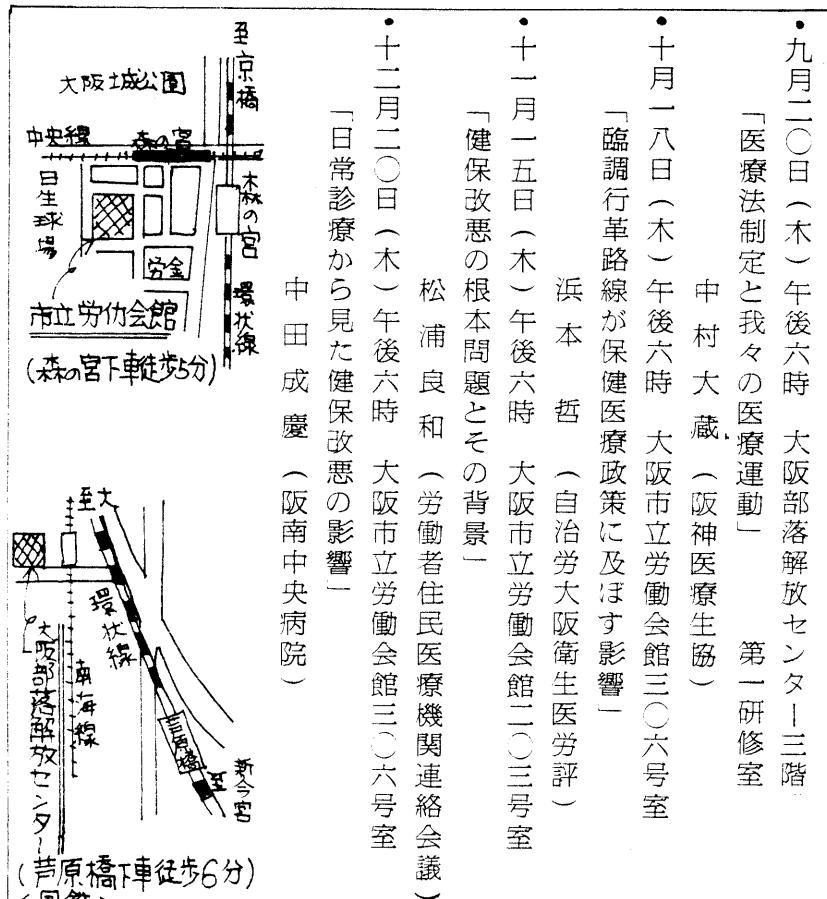
9月30日発行 予価200円 発行：7.1集会実行委

安全センターでとり扱います。

医療の変革を考える

4回連続

公開講座



(1) 本人に一割を負担させるという暴挙が国会を通過し、来たる十月一日より実施されることになり、政府の医療政策は新たに段階に突入しました。これによつて、国庫負担を減らし、医療費を労働者の肩に負わせた政府は、次に医療法の改悪をねらっています。

(2) 病院・診療所を選別し官僚統制をしき、患者切り捨ての医療を進め、医療はますます資本の當利の道具とされようとしています。

(3) 健保改悪に反対して、共に医療改革を考え、医療機関・医療労働者相互の共闘体制をつくりあげたいと考え、七・一集会を主催した私たちは、連続公開講座を開き、闘いを強化すべきだと考えます。また方々を講師に迎えて、それまでの子・女・孫を振り返りながら、共有化し、闘いの糧としたいと考えます。○積極的に御参加下さい。

・九月二〇日(木)午後六時 大阪部落解放センター三階

「医療法制定と我々の医療運動」 第一研修室

中村大蔵 (阪神医療生協)

・十月一八日(木)午後六時 大阪市立労働会館三〇六号室

「臨調行革路線が保健医療政策に及ぼす影響」

浜本哲 (自治労大阪衛生医労評)

・十一月一五日(木)午後六時 大阪市立労働会館二〇三号室

「健保改悪の根本問題とその背景」

松浦良和 (労働者住民医療機関連絡会議)

・十一月二〇日(木)午後六時 大阪市立労働会館二〇三号室

「日常診療から見た健保改悪の影響」

中田成慶 (阪南中央病院)

主催・7・1集会実行委員会

- (医)南労会 松浦診療所・阪神医療生協・玉川診療所・医療問題を考える会
紀ノ国新堀診療所・青年歯科医師連絡会議(関西ブロック)

●連絡先 労働者住民医療機関連絡会議事務局

(医)南労会 松浦診療所 TEL. (06) 574-8010

大阪市港区弁天2-1-30

八月の新聞記事から

- 八・一 国鉄取工場（神戸）で点検作業中の作業員感電死（リッカー）
- 八・二 軽度のそううつ病にかかっていたリッカース自殺（宮城）倒産後二人目
- 八・四 健保法改悪案が参院社労委で可決
- 八・五 東大阪市の郵便局外務職員七人が光化モック被害を受けていたことが判明、今年初めて
- 八・六 障害者施設の事務労働者に頸肩腕障害で労災認定（大阪茨木労基署）
- 八・七 原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会が低レベル放射性廃棄物の一部を一般ゴミとして取り扱うという中間報告を行なう
- 八・八 トラックなど六台が玉突き衝突し、三人焼死（加古川）
- 八・一八 内でガス抜き作業中の従業員が酸欠死
- 八・二一 三菱南大夕張鉱で坑内作業員が頭部をはさまれ即死（北海道）
- 八・二七 土木建設請負業者のマイクロバスが横転し作業員七人がケガ（伊丹）

大正区にある造船所で土砂運搬船のタンクのボンベを積載したフランス貨物船が沈没ベルギー沖で核燃料の原料六フツ化ウランのボンベを積載したフランス貨物船が沈没

労基法研が法定労働時間を一日九時間、週四五時間とするなど現行労基法の改悪手直しを内容とする中間報告を労相に提出

港湾労働にじん肺法を適用

じん肺審議会が最終確認

(下) 全港湾中央本部
伊藤 彰信

上組闘争から10年、今後の運動への礎石

じん肺法には

なお多くの課題

今回、先に述べたように粉じん作業部会で労働側委員は、先の結論に対し、次のような意見を述べた。①船内作業については、船倉内作業だけでなく、他の粉じん作業と比較しても粉じん濃度の高いデッキマン等甲板上の作業についても粉じん作業とすべきである。②医学的調査で現行の粉じん作業および粉じん作業に相当すると思われる作業に従事したことがない者でじん肺の疑いありと判断された四六名のうち、二四名が船内荷役作業を主とする者、一四名が沿岸荷役業として除外すればよいと主張した。一方、使用者側委員は、別表を改正するのではなく、現行の別表の解釈をかえることで対応できないかと主張した。

七月二六日の粉じん作業部会で労働側委員は、先の結論に対し、次のような意見を述べた。①船内作業については、船倉内作業だけでなく、他の粉じん作業と比較しても粉じん濃度の高いデッキマン等甲板上の作業についても粉じん作業とすべきである。②医学的調査で現行の粉じん作業および粉じん作業に相当すると思われる作業に従事したことがない者でじん肺の疑いありと判断された四六名のうち、二四名が船内荷役作業を主とする者、一四名が沿岸荷役業として除外すればよいと主張した。一方、使用者側委員は、別表を改正するのではなく、現行の別表の解釈をかえることで対応できないかと主張した。

七月二六日の粉じん作業部会で労働側委員は、先の結論に対し、次のような意見を述べた。①船内作業については、船倉内作業だけでなく、他の粉じん作業と比較しても粉じん濃度の高いデッキマン等甲板上の作業についても粉じん作業とすべきである。③別表九号の「粉状の鉱石」の解説として「乾燥したリン鉱石、滑石が含まれるものである」とは了解するが、リン鉱石と滑石は、たまたま今回の環境調査で測定する対象になつたことによつて著しく粉じんを発散する貨物であることが判明したのであり、他に著しく粉じんを発散する貨物が存在する可能性は十分にある。したがつて「リン鉱石、滑石『等』」とし、リン鉱石と滑石に限定するものではないことを解説に明記すべきである。④今回の調査結果によれば穀物に含まれる土砂等の量は少なかつたが、穀物粉じんの量は少なかつたが、穀物粉じんにおいて鉱石を袋詰めし、積み込み、総粉じん量は多い。I.L.O内陸運輸委員会の決議もあるので、穀物粉じん

による健康障害防止の対策を講じること。

つた。

（2）肺審議会で取上げないことになつてゐるが、包装が破れて石綿が飛散している状態で荷役している現実

があるので対策を講じること。

これに対して、公益側委員、労働省の発言は「なにしろ一度この案で実施をさせてほしい。不都合があれば改正していく」という対応であつた。

（3）については「労働側委員の意見はわかるが『等』を入れなくてよいのではないか。リン鉱石と滑石以外の鉱石についても、袋詰めし、積み込み、積み卸す作業によつてじん肺の発生が確認されれば都道府県労働基準局長の判断で適用していく」

また「別表二号についても港湾荷役作業に適用しなければならないところについては適用していく」という回答があつた。労働側委員の意見を含めてこれらのやりとりは粉じん作業部会の議事録として確認し、今後の行政施策に生かしていくことにな

もう一度、港湾荷役作業で粉じん作業に指定された作業を整理してみると次のとおりである。

第一に、「鉱物等を運搬する船舶の船倉内で鉱石等（湿潤なもの）を除く）をかき落とし、またはかき集める作業」について。ここでは船舶の大きさを問わないので五〇〇トン未満の船舶にも適用されるが、はしけは含まれない。

第三四二号）および「リン鉱石、滑石」をいうことになる。また「炭素原料若しくは炭素製品」には、当然黒鉛、活性炭などが該当する。

沿岸作業についてはこの九号でみていいくことになるが、沿岸荷役作業の〇〇作業と限定することよりは、原料若しくは炭素製品」には、当然黒鉛、活性炭などが該当する。

沿岸荷役作業に限らず、すべての荷役作業に共通する九号の「粉状の鉱石」の概念をひろげていくことの方が、他産業にも適用が拡大していくと思い、「粉状の鉱石にはリン鉱石、滑石を含むこと」を認めたのである。別表の中には「粉状の鉱石」という表現が多く使われているが、九号の概念は粒径が一ミリ以下と一番きびしい。製造しましたは加工する工程の粉じん作業を規定した一号の「粉状

ついで 制約の突破を

の鉱石」の概念は、滑石、クレー、カオリン、長石、陶石等二九品目を

例としてあげている。今後は九号の「粉状の鉱石」の概念を一一号のレベルに拡大していくことが、労働者の闘いとして課せられていると思う。

第三に別表二号「鉱物等（湿潤なものを除く）を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く）を積み卸す場所における作業」について。これを港湾荷役作業にすなおに適用すれば、ダンプカー等からの積載物の荷卸しやねこ車をくつがえすことによる積み卸し作業が該当する。

労働者の立場から見れば、ねこ車で鉱物をくつがえす作業は適用されるが、ホッパー周辺作業は粒径一ミリ以下またはリン鉱石および滑石の場合しか適用されないと矛盾があるが、現状では以上述べた作業が、港湾において粉じん作業として適用されることが確認されたのである。具体的には労働基準局と交渉して、

適用を確認させていく闘いが必要となる。

粉じん作業の指定についてはさまざまな制約がある。例えば、屋外作業はなかなか認められないし、湿潤なもの、有機粉じん、袋詰めされたものは認められない。今回の港湾荷役作業を粉じん作業に指定する闘いは、これらの制約とあらゆるところまでぶつかる内容をもつものであつたが、この制約を突破するところまではいかなかつた。しかし、さまざまに問題提起をすることができたと思うので、問題点を整理し今後の闘いに役立てていきたい。

上組闘争から十年 今後の闘いへの布石

思えば、七三年、関西地方を中心にして上組闘争が闘われた中で、「港湾にじん肺法を適用せよ」という要求が掲げられてから十年を経過した。その間、全港湾独自に作業環境調査

を行ない、じん肺健診を実施し、データをつくって、じん肺審議会にも

ちこんだ。そして一年半経過して、先に述べた結論に達したわけだが、その間も、単にじん肺審議会の結論を待つだけでなく、地方においても労基局交渉、じん肺の管理区分申請、労災申請、さらにはじん肺健診を合せて闘つたことが、十分満足できる結果ではないが、港湾や埠頭別に分断されたり、限定的なものとして粉じん作業の適用が行なわれるのではないか、今後も拡大することができることを示す余地を残して粉じん作業の指定を行なつたことにつながつたと思う。最後に、港湾にじん肺法を適用させる闘いにご協力いただいた港湾病研究会の先生方、関係医療機関、総評、日本労働者安全センターをはじめ各地区安全センターの皆さん、それに大変なご努力をいたいたじん肺審議会の労働側委員の方々に厚く御礼申し上げるとともに、今後ともご協力をお願い申し上げ、じん肺審議会の報告とします。

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

〔関西労災職業病〕

9月号（通巻125号）昭和59年9月10日発行

（毎月一回10日発行）

● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。

近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28